

令和3年4月 農業委員会総会（HP）

1. 開会日時  
閉会日時

令和3年4月23日(金) 9時00分  
令和3年4月23日(金) 10時15分

2. 場 所

川棚町中央公民館 1階 講習室

3. 農業委員

1番 2番 3番  
4番 5番 6番  
8番 9番 10番  
12番 13番

(欠席 7番 11番 )  
(遅刻 なし )  
(早退 なし )

4. 最適化推進委員

14番 16番 17番 18番

5. 議事録署名人

4番 9番

6. 付議事件

第1号 事務委任について  
第2号 別段の面積の設定について  
第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
第4号 農用地利用集積計画の決定について

7. 報告事項

報告事項1番・行事報告及び次回開催予定について  
報告事項2番・合意解約について  
報告事項3番・4条許可不要案件の報告について

8. その他

令和3年4月 農業委員会総会

令和3年4月23日(金) 9時00分  
川棚町農業委員会 中央公民館 1階 講習室

事務局長

ただいまから、令和3年度4月の農業委員会を開催します。

「本日は ○○委員、○○委員が欠席です。委員13名中11名の出席ですので、総会は成立している事をご報告します。

また本日は農地利用最適化推進員の皆様にも参加していただいています。」

「それでは、開会に当たりまして、会長からご挨拶をお願いします。」

会長

(挨拶)

「それでは報告事項の報告及び次回総会等の開催日の提案を事務局からお願いします。」

事務局

「それでは報告事項1番、4月の行事及び5月の予定についてご報告いたします。(各報告)」 「次回現地調査日を5月20日、総会開催日を5月25日とすることをご提案いたします。」

会長

「ただいま、事務局から次回の現地調査及び総会開催予定日の提案がありましたがいかがでしょうか。」

全委員

「異議なし」

会長

「それでは次回の現地調査の日程を5月20日、総会開催日を5月25日といたします。」

「次回の調査委員は ○○委員、○○委員、○○委員としますのでよろしくをお願いします。」

会長

「これより本日の会議を開きます。なお、議事に入ります前に議事録署名人を指名いたします。議事録署名人を○○委員、○○委員にお願いいたします。」

会長	「それでは、議案第1号 事務委任について議題といたします。議案の朗読及び説明を事務局からお願いします。」
	事務局議案朗読説明
事務局	「これより質疑を行います。質疑等ございませんか。」
全委員	質疑なし
会長	「質疑などないようですので、事務委任を受けることについてご異議ございませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。議案第1号の事務委任に関する各項目については、農業委員会が委任を受けて取り組むことに決定いたします。」
	「続いて議案第2号 農地法第3条第2項第5号の農業委員会における別段の面積の設定について審議を行います。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。」
事務局	議案の朗読及び説明
会長	「これより質疑を行います。質疑等ございませんか。」
全委員	質疑なし
会長	「質疑などないようですので、従来どおりの面積で決定することにご異議ございませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第3条第2項第5号の農業委員会における別段の面積の設定については、従来から決定している（決定した面積で） 決定することにします。」

<p>会長</p>	<p>「それでは引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について審議を行います。事務局から説明をお願いします。」</p>
<p>事務局</p>	<p>5ページをお開き下さい。(議案朗読及び説明) (報告事項2 (19p)の合意契約についても説明)</p> <p>「当該農地は、農業振興地域外であり、農用地ではなく農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、第1種農地、第3種農地にも該当しない第2種農地と判断されます。」</p>
<p>会長</p>	<p>「ただいま事務局から説明がありました、議案第3号の事案について調査委員の説明をお願いします。」</p> <p>「それでは、調査委員から説明をお願いします。」</p>
<p>委員</p>	<p>「3番、〇〇です。4月20日に私と〇〇委員、〇〇委員、地元委員の〇〇推進委員、〇〇委員と事務局職員2名の7名で申請者の立会いの下、調査をいたしました。場所は、国道205号を佐世保方面に向かって、〇〇〇〇〇の交差点より〇〇〇へ向かう途中の右側の高台の農地でした。申請人の〇〇さんが仕事の倉庫を設置したいとの事で、総会資料の11ページを見て頂き、隣地の〇〇〇〇〇の敷地の道路6メートル側を通り、車を2台駐車して、その奥にプレハブコンテナを3台設置するそうです。</p> <p>周りや環境にも特に問題はないと思われました。詳しい事は地元委員をお願いします。」</p>
<p>会長</p>	<p>「続いて、地元委員より説明をお願いします。」</p>
<p>委員</p>	<p>「12番、〇〇です。この辺りは宅地造成が連なっており、耕作にはむかない環境かと思われまます。譲渡人の〇〇さんはご高齢で畑までにもいく事もままならず、耕作も困難と言う事です。</p> <p>隣接地の〇〇さんにこの農地の管理をこれまでもお願いされておりました。そこは、奥さんも花などを植えて管理をされていまして。〇〇さんから仕事で使用する資材の保管場所としてここにプレハブの倉庫を建てたいと申し出があったそうです。」</p> <p>「将来の事を考えて、転用で売買の話になったようです。」</p>

委員	隣接地にお住いの〇〇さんなので特に問題は無いと思います。」
会長	「続いて、地元推進委員〇〇委員から意見ををお願いします。」
委員	「18番、〇〇です。今、説明があったとおりでございます。 ここは、以前より耕作が難しい農地でありまして、地図は13ページで、今回分筆して1917-4になっているのですが1917-1現在も耕作をしている所ですが、1917-4は耕作が難しい所でした。 以前は、花木などを植えていました。そのままですと耕作放棄地になる場所でした。今回、〇〇さんが転用をして有効利用されているのではないのでしょうか。1917-1についてはそのまま耕作を〇〇さんがされているので問題はないと思われま。」
会長	「これより質疑を行います。質疑等ございませんか。」
全委員	質疑なし
会長	「質疑など無いようですので、議案第3号5条許可申請については許可相当として進達することにご異議ございませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。よって議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については許可相当として進達することに決定いたします。」
事務局	「それでは、続きまして、議案第4号 農地利用集積計画の決定について審議を行います。事務局から議案の説明をお願いします。」  <p style="text-align: center;">議案説明</p> 「以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。」
会長	「ただいま事務局から説明がありました、議案第4号 農地利用集積計画の決定について、調査員からの説明をお願いしたいと思います。」
会長	「それでは、調査委員から説明をお願いします。」

委員	<p>「6番、〇〇です。20日に〇〇委員と〇〇委員と私と事務局2名で現地調査にいきました。ここは、〇〇〇のバス停よりまっすぐ〇〇方面に向かい、10年程前の〇〇〇〇した1筆が6反ほどになっておりますので、あぜも無く数名の地主が混在している農地であります。この辺りは担い手の〇〇さんと〇〇さんがこの一帯を契約で耕作をされており、申請地は〇〇さんが当時から耕作をされていましたが、今回譲渡し人の〇〇さんが家族も耕作出来ないのて売買の意向を示されたものです。特に問題は無いと思っておりますので審議の程よろしく申し上げます。」</p>
会長	<p>「これより質疑に移ります。質疑等ございませんか。」</p>
事務局	<p>「補足です。これまで〇〇さんが耕作をされておりましたので、売買契約の前に合意解約をされての申請となっております。」</p>
全委員	<p>質疑なし</p>
会長	<p>「質疑など無いようですので、採決に移ります。 議案第4号、農地利用集積計画の決定について許可することにご異議ございませんか。」</p>
全委員	<p>「異議なし」</p>
会長	<p>「異議なしと認めます。「異議なしと認めます。よって議案第4号農用地利用集積計画については許可することに決定します。」</p> <p>「以上ですべての議案の審議を終了しました。」</p>
事務局	<p>「続いて、協議事項・報告事項に移ります。事務局より申し上げます。」</p> <p>「報告事項2番については先ほどの議案第3号、及び議案第4号の関連で説明していますので省略いたします。」</p> <p>「報告事項3番4条許可不要案件の報告について説明いたします。」</p> <p>「事前配付資料の25ページをご覧ください。」</p>

事務局	「この案件については農業用施設 200 m <sup>2</sup> 以下の転用許可不要案件に該当するため今回報告としたものです。この事案については現地調査を行い確認しています。調査員からの意見をお願いしたいと思います。」
会長	「それでは、報告事項3番について調査委員より意見をお願いいたします。」
委員	「10番、〇〇です。20日に事務局2名と〇〇委員、〇〇委員、地元委員の〇〇委員と私、申請者の家族の立会いの下、調査いたしました。場所は、〇〇〇公民館の道を隔てた田でした。〇〇さんの自宅もその隣りにありました。田の三分の二ほどをつぶして農業用機械倉庫を建てる計画で、残りの田は残置として野菜畑にするという事でした。周りにも影響は無いと思われます。特に問題はないと思われます。」
会長	「続いて地元委員よりお願いします。」
委員	「8番、〇〇です。先程言われた方々と現地調査をいたしました。特に問題は無無いと思われます。」
会長	「報告事項3について質問ありませんか。」
委員	「2番、〇〇です。ここのように農業用倉庫は届け出が必要なのでしょうか。」
事務局	「こうゆう場合は、届け出だけでいいです。農業用施設については、200 m <sup>2</sup> 以下でしたら転用許可がいりません。一応、確認と言う事です。」
会長	「報告事項3番については、200平米以下の転用不要案件に該当し特に問題ないことを確認します。」  「引き続き、事務局よりお願いします。」
事務局	「それでは報告事項第4について説明します。」

事務局	<p>「当日配布資料 2 ページをご覧ください。この案件も転用許可不要案件であります。」</p> <p>「これについては事務局で現地調査しています。転用面積も 4 平米と小さく特に問題ないものと判断いたします。◎◎◎◎◎が無線基地を設置するというものです。転用不要案件とは、通信事業者における携帯電話等の無線塔の設置事業については許可申請がいらぬという事です。これは、届け出だけとなります。場所については〇〇〇の旧〇〇の前になります。〇〇〇〇の前の今休耕地になっている所です。」</p>
会長	<p>「報告事項 4 について質問ありませんか。」</p>
全委員	<p>質問等なし</p>
会長	<p>「報告事項 4 番については、通信事業者の行う事業であり転用不要案件に該当し特に問題ないことを確認します。」</p> <p>「引き続き事務局よりお願いします。」</p>
事務局	<p>「当日配布 10 ページをご覧ください。 長崎県農業会議より令和 3 年度農業者年金加入促進部長の推薦依頼が来ています。委員の推進についてご協議お願いします。」</p>
会長	<p>「〇〇さんに今回もお願いしていいでしょうか。」</p>
委員	<p>「はい、了承いたします。」</p>
会長	<p>「よろしくお願いします。」</p>
	<p>協議終了</p>
会長	<p>「以上をもちまして令和 3 年 4 月の農業委員会総会を終了いたします。」</p>



議事録署名人

会長

議事録署名人

議事録署名人